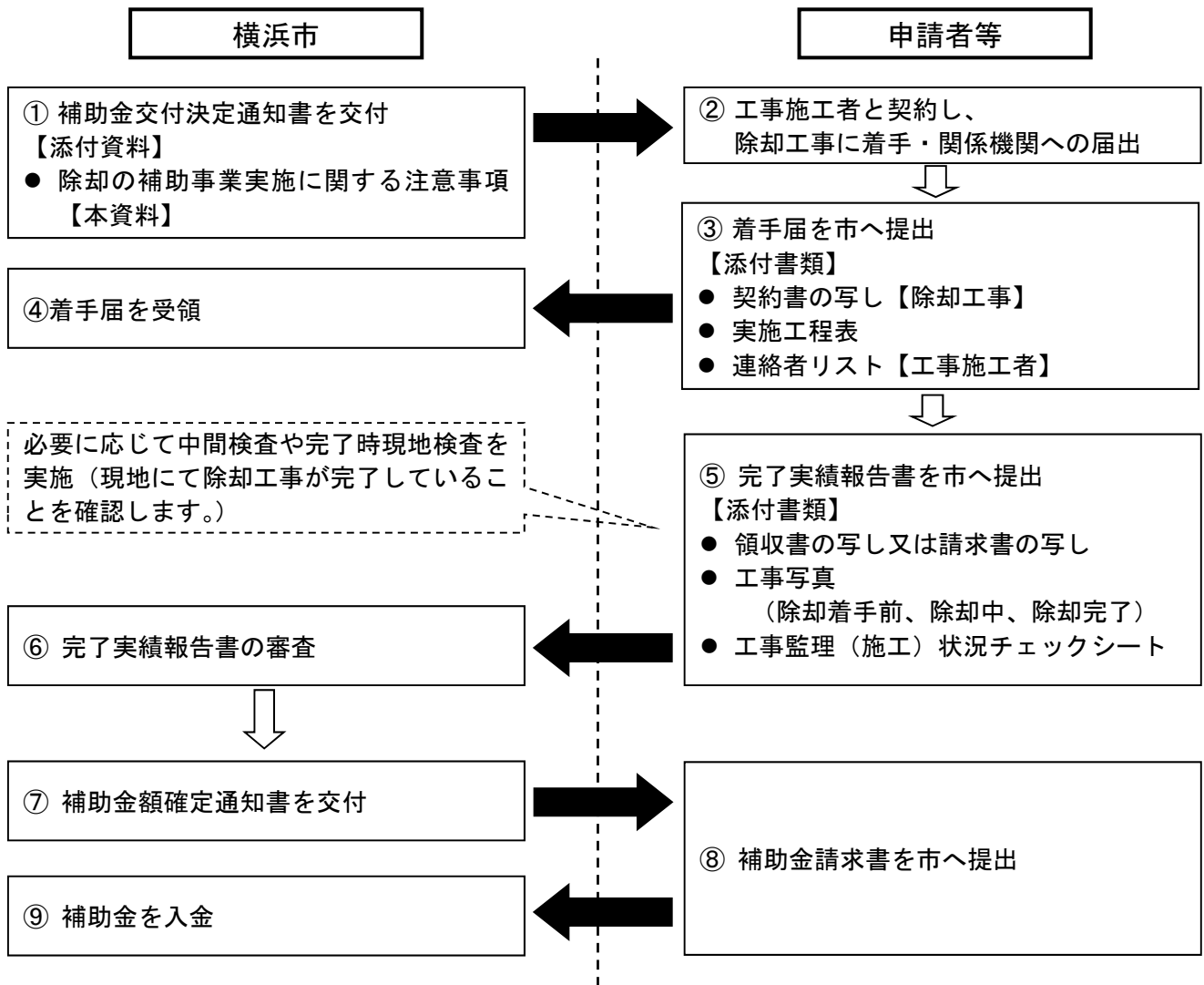


除却の補助事業実施に関する注意事項

1 手続きフロー



2 注意事項

- 関係機関への事前の届出等は契約後に行ってください。
- 関係機関への各種手続き等の実施状況について、完了実績報告書提出時に確認をさせていただきます場合があります。関係法令等に基づき適切に手続き等を行ってください。
- 除却完了時の写真について
 - ・ 市に提出した御見積書に記載されている項目が全て撤去された状態で撮影を行ってください。
 - ・ 除却された敷地全体がわかるもの（近景）及び道路対岸から当該敷地を撮影したもの（遠景）を数枚ご提出ください。
- 上記、フロー⑦までを事業年度内に完了する必要があります。